県政モニターの募集について

県では、県民の皆さんの声を県政へ反映させるため、県政に対して建設的な御意見・御提言をいただく県政モニターを募集しています。

募集人数　3名以内

任期　委嘱の日から平成21年3月31日まで

応募資格　県内にお住まいの20歳以上の方（公務員、県政モニター経験者を除く）

応募方法　「県政モニター応募用紙」（市町・県の施設に設置）に必要事項を記入のうえ、宇和島地方局総務調整課に提出してください。選考の結果は全員にお知らせします。

応募締切　平成19年2月28日㈬当日必着

問合せ先　宇和島地方局総務調整課☎22―1704

緊急地震速報について

「緊急地震速報」は、震源に近い観測点で地震を検知し、直ちに震源や地震の規模（マグニチュード）、各地の震度などを推定し、大きな揺れが迫っていることをお知らせすることを目指す情報です。この情報を聞いて、大きな揺れが始まる前に防災行動をとることにより、地震被害の軽減が期待されます。しかし、緊急地震速報には、情報の提供から大きな揺れが始まるまでは長い場合でも数十秒程度であり、①震源に近いところでは、情報の提供が主要動の到達に間に合わない場合がある、②震源、マグニチュード、震度などの推定の精度が十分でない場合がある、③まれではあるが、ノイズ（雷や事故など）により誤報が発信されるおそれがある、などの技術的な限界があります。気象庁では、これらの限界を踏まえて緊急地震速報が地震被害の軽減に有効に活用されるよう提供開始に向けた準備を進めています。なお、緊急地震速報の詳細などについては、気象庁ホームページ（http://www.jma.go.jp）をご覧ください。

問合せ先　松山地方気象台防災業務課☎089―933―3610

平成18年度「職業訓練まつり」

目的　訓練成果の一端を広く県民に開示し、県民理解による職業能力開発の促進を図るため、訓練施設を開放するとともに、作業実演や作品の展示・即売、技能サービスの提供などを行う。

日時　平成19年3月4日㈰　10時～14時

場所　宇和島高等技術専門校

内容
1．木工科訓練作品展示即売
和洋家具類119点
2．展示品　木工組み手・継ぎ手（木工科）、屋内配線回路（電気工事科）、メカトロ機器（電気工事科）、太陽光発電システム（電気工事科）
3．実演　木工NCルーター加工（木工科）、木工ろくろ加工（木工科）、メカトロ機器（電気工事科）
4．今治高等技術専門校の縫製品およびタオルの即売
5．愛媛県技能士会によるものづくり体験教室

高齢者虐待について知っていますか？

虐待は、身体的な暴力だけではありません。高齢者虐待とは、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成18年4月1日施行）では、①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待（年金の搾取等）を虐待と定義されています。「虐待かもしれない…」「誰かに聞いてほしい」と思ったらひとりで悩まないで、すぐにご相談ください！相談は無料です。秘密は厳守します。

相談窓口
役場保健福祉課社会福祉係（町内全域）☎45―1111
広見在宅介護支援センター（広見地区）☎45―1115
日吉在宅介護支援センター（日吉地区）☎44―2061

今治精華高等学校通信制課程 受講生募集

出願資格　中学校を卒業している方（卒業見込みを含む）、中学校卒業程度の学力を有すると認められる方、現在高等学校に在籍中（休学含む）の方、高等学校を中途退学した方など

出願期間　前期生2月1日～4月20日／後期生9月3日～9月28日

転入・編入学生　随時募集

問合せ先　今治精華高等学校本校☎0898―32―7100

契約は慎重に!!

契約について

高齢者が悪質な訪問販売業者から、次々と商品購入の契約をさせられたり、若者がキャッチセールスなどにより、高額なアクセサリー購入やエステの契約をさせられたりするなどの消費者トラブルが続出しています。このようなトラブルは、消費者が契約に関して十分に理解せず、業者に勧められるまま契約してしまうことが要因の一つとなっています。

契約時のチェックポイント

・商品の購入やサービスの提供を受けるときは、前もって情報を集め、比較検討することが大切です。
・安易に、呼びかけに応じてついて行ったり、出かけて行ったりしないようにしましょう。
・業者の巧みな言葉に惑わされず、本当に必要かどうか考えることが大切です。また、決める前に家族など身近な人に相談しましょう。
・契約書をよく読んで話の内容と違っていないか、クレジットを利用する場合は、支払総額と月々の支払額、支払期間をよく確認しましょう。
・いらない時は、はっきり断りましょう。
・契約書類は保管しておきましょう。

うっかり契約してしまったら

一定期間内であれば、クーリングオフができたり、業者による嘘の説明などがあれば、契約の取消しを主張できたりしますが、一度結んだ契約は、簡単には取り消せないことを、十分に理解してください。

消費生活に関する相談窓口
役場産業課商工観光係☎45―1111
宇和島地方局消費生活相談窓口☎25―3700

『先物取引被害110番』

日時　2月15日㈭　10時～15時

場所　愛媛弁護士会館

内容　午前3名、午後3名の弁護士が常駐し、電話相談に応じる。（面談相談は不可）

相談料　無料

直通電話　☎089―915―2055（当日のみの直通電話です）